諮問番号：令和３年度諮問第１７号

答申番号：令和３年度答申第３２号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年２月２３日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分１」という。）及び同月２６日付けで行った法第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分２」という。本件処分１と併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

水漏れ当時、○○○（以下「Ａ」という。）の状況は○○○○にあり、審査請求人はＡに借金の返済ができていないことで、自責の念に駆られる等、日常生活にも支障を来していた。

審査請求人が日常生活を立て直すには、水漏れで失った生活必需品を保険金で購入することよりも、まずＡからの借金を返済して心の安寧を取り戻すことが最優先かつ不可欠であったことから、保険金と見舞金を借入金の返済に使った行為は、審査請求人の自立更生のためと言える。

また、保険金と見舞金は返済に使用したため、手元に残らず、今なお失ったものを補うことができていないことから、資力があるにもかかわらず保護を受けたということには当てはまらない。

本件処分は、不当である。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分１について

処分庁は、審査請求人に対し、平成２５年３月から同年９月の間に○○（以下「Ｂ」という。）から総額１７１，０００円の入金（以下「本件入金１」という。）があったこと、同年１０月から平成２８年２月の間にカードローンの利用により総額７０，０００円の入金（以下「本件入金２」という。）があったことから、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３の（２）のエの（イ）のとおり、各月の収入から８，０００円、合計９か月分の７２，０００円を差し引いた１６９，０００円について、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するとして、本件処分１を行ったことが認められる。

まず、本件入金１についてみる。

本件入金１が発覚して以降、審査請求人は、処分庁に対し、本件入金１は、Ｂに買い物を頼まれて代行し、後日その分がＢから入金されたものである旨を述べているが、その後、審査請求人は、Ｂからどのような買い物を頼まれ、代金として、いつ、いくら支払ったか等、Ｂからの入金に係る具体的な主張やそれが事実であることを証する客観的な資料の提出を行っておらず、また、それらの具体的な主張や資料の提出が行えなかったことについて特段の事情も見受けられない。

次に、本件入金２についてみる。

本件入金２の判明後、審査請求人は、処分庁に対し、銀行カードで残高がない時に出金したことによりローンとなった旨主張しているが、カードローンによる借入れが収入ではない旨の主張はない。

これらのことからすると、処分庁が、本件入金１及び本件入金２について、審査請求人の収入であると判断したことには一定の合理性が認められると言える。

また、本件処分１の対象となった収入があった期間に係る審査請求人が処分庁に提出した収入申告書には、本件入金２による収入があった旨の記載はなく、当該収入は、収入を得たことを処分庁に届け出ないまま費消されたものであることが認められる。

したがって、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成２４年課長通知」という。）１の（１）のとおり、当該収入を得たことを処分庁に届け出ないまま費消した場合は、自立更生の範囲に含まれないことが規定されており、本件処分１の対象となった本件入金１及び本件入金２の額から月額８，０００円を差し引いた全額を返還額とした処分庁の判断は是認できるところである。

なお、審査請求人も、本件処分１の対象となった収入について、自立更生のためのやむを得ない用途に充てた旨の主張は行っていない。

以上のことからすると、処分庁が、本件入金１及び本件入金２について、次官通知第８の３の（２）のエの（イ）の収入に該当するとして各月８，０００円を超える額について収入として認定し、その全額について返還を求めるとして行った本件処分１に違法又は不当な点は認められない。

（２）本件処分２について

処分庁は、審査請求人に対し、平成２６年２月に９３８，８６３円の保険金（以下「本件保険金」という。）の入金があったことから、次官通知第８の３の（２）のエの（イ）のとおり、月額８，０００円を超える額からクリーニング代等の必要経費１８５，７４３円を差し引いた総額７４５，１２０円については、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するとして本件処分２を行ったことが認められる。

一方、審査請求人は、日常生活を立て直すには、水漏れで失った生活必需品を保険金で購入することよりも、まずＡからの借入金を返済して心の安寧を取り戻すことが最優先かつ不可欠であったことから、本件保険金を借入金の返済に使った行為は、審査請求人の自立更生のためのものと言える旨主張する。

しかしながら、平成２４年課長通知１の（１）のとおり、自立更生のためのやむを得ない用途には、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額は含まれないところであり、審査請求人の申告によると、当該借入金は、保護開始前の債務であることが認められ、自立更生のためのやむを得ない用途には該当しない。

また、処分庁は、本件処分２の額を検討するに当たり、審査請求人からの申出により、クリーニング代等の生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第８の問４０の答に該当する額について控除を行うとともに、審査請求人に対し、控除の対象にさらに追加する費用がないかについて確認を行った上で、返還額の決定を行っており、本件処分２について違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分に至る判断過程に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

（４）上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和３年　８月３１日　　諮問書の受領

令和３年　９月　２日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：９月１６日

口頭意見陳述申立期限：９月１６日

令和３年　９月２４日　　第１回審議

令和３年　９月２９日　　審査会から審査庁に対し回答の求め（回答書：令和３年１０月８日付け社援第２３８６号。以下「処分庁の回答書」という。）

令和３年１０月２９日　　第２回審議

令和３年１２月　３日　　第３回審議

令和３年１２月２８日　　第４回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（３）法第６３条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（４）次官通知第８の３の（２）のエの（イ）は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（（３）のオ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額８０００円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（５）次官通知第８の３の（３）は、「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。」とし、次に掲げるものとしてアからチを記し、オは、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」と記している。

（６）生活保護法による保護の実施要領について(昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第８の２は、収入として認定しないものの取扱いとして（１）から（６）を記し、（４）は、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとすること。また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

（７）課長通知第８の問４０は、「局長通知第８の２の（中略）（４）にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。」について、答として、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとすること。（後略）」とし、次に掲げる経費として（１）及び（２）を記し、（１）は、「被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費」と記している。

　　　なお、課長通知は、処理基準である。

（８）平成２４年課長通知１の（１）は、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、次に定める範囲の額として①から⑥を記している。

③は、「当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（中略）〔次官通知〕第８の３の（３）に該当するものにあっては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（中略）〔課長通知〕第８の４０の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。）」と記している。

また、④は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。」とし、以下の使途として、「（ア）いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）」、「（イ）贈与等により当該世帯以外のために充てられた額」、「（ウ）保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額」、「（エ）保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び処分庁の回答書によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成１２年１０月５日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）平成２７年１２月１４日、処分庁は、審査請求人から資産申告書（以下「本件資産申告書」という。）を受領した。

　　　なお、本件資産申告書には、審査請求人名義の○○○銀行（以下「Ｃ」という。）の口座に、５６，８７７円の預金額があることが記載されている。

（３）平成２８年５月２０日、処分庁は、審査請求人宅を訪問し、審査請求人に対して、本件資産申告書について質問をし、Ｃの預金通帳が自動融資の設定となっており、残高が不足する状態で出金したものが、カードローンの取扱いになっていたことを確認した。

（４）平成２８年５月２３日付けで、処分庁は、Ｃに対して法第２９条に基づき審査請求人名義の口座に係る過去５年分の取引履歴に係る資料の提供等を求め、同年６月６日付けでＣから回答を受け、次のことを確認した。

ア　総額２，５７６，０６４円のカードローン等の入金があったこと。

イ　平成２５年３月から同年９月の間にＢから６回（各月１回）、合計１７１，０００円の入金（本件入金１）があったこと。

ウ　口座に残高がない時に出金し、カードローンとなったものとして、（ア）平成２５年１０月２５日付けで３０，０００円、（イ）平成２７年６月２９日付けで１０，０００円、（ウ）平成２８年２月２日付けで３０，０００円（本件入金２）があったこと。

（５）平成２８年７月２２日付けのケース記録票には、処分庁が審査請求人宅を訪問し、審査請求人に対して、前記（４）のＣからの回答により確認した入金について聞き取りを行い、審査請求人から、Ｂからの入金（本件入金１を含む）については、挙証資料はないが、Ｂから買い物を頼まれ代行し、後日その分が入金されたものであると説明があったことが記載されている。

また、同日付けのケース記録票には、処分庁が審査請求人に対して、今後、精査をした上で費用返還について決定することを伝えた際、審査請求人は、処分庁に対して、「生活保護中に借金をしてはいけないと知らなかった、ようやくカードローンも終わったのに、また負債生活が始まる」と伝えていたことが記載されている。

（６）平成２９年１月１１日、処分庁は、来所した審査請求人から、審査請求人宅の上階からの水漏れがあったため、○○○○○○○○○○○○（以下「Ｄ」という。）から本件保険金の入金があり、全額、○〔Ａ〕への借金返済や絨毯と服のクリーニング代に充てたが、領収書は全てＤに提出したため審査請求人の手元にないことを聞き取った。

（７）平成２９年１月１２日付けで、処分庁は、Ｄに対して法第２９条に基づく資料の提供等を求め、同年３月１０日付けで、Ｄから本件保険金の給付履歴として、火災等共済金（不慮の人為的災害）７１５，７１９円及び臨時費用共済金１４３，１４４円の振込日が平成２６年２月１０日、風水害等見舞共済金８０，０００円の振込日が同月１３日であるとの回答を受けた。

なお、平成２９年３月１５日付けのケース記録票には、「領収書の写しを送付して頂けるか再度確認したところ、可能との返答であり、返信用封筒を送付するよう依頼があったため、（中略）氏〔Ｄの担当者〕宛て送付する。」と記載されている。

（８）平成２９年３月２２日付けで、処分庁は、Ｄから審査請求人に係るクリーニング代の領収書の写し５枚（合計１００，４３７円）の提出を受けた。

（９）平成２９年７月２０日付けのケース記録票には、審査請求人は処分庁に対して、水漏れにより１，０００万円程度の家財を失ったことを伝え、○○○○○○（以下「Ｅ」という。）による査定積算書を提出したことが記載されている。

なお、上記の査定積算書には、申告額が１０，○○○，○○○円、査定額が６９○，○○○円であったことが記載され、損害額内訳明細書には、申告額の内訳として、布団類や被服等の他、什器備品類が記載されている。

（１０）平成２９年７月２１日、処分庁は、審査請求人から住居の清掃費等に係る領収書の写し６枚（合計８５，３０６円）の提出を受けた。

（１１）平成３０年２月２３日付けで、処分庁は、審査請求人に本件入金１（１７１，０００円）及び本件入金２（７０，０００円）があったことから、次官通知第８の３の（２）のエの（イ）により各月の収入から８，０００円、合計９か月分の７２，０００円を差し引いた１６９，０００円の返還を求める本件処分１を行った。

（１２）平成３０年２月２６日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、本件保険金（９３８，８６３円）の入金があったことから、クリーニング代等の必要経費１８５，７４３円及び次官通知第８の３の（２）のエの（イ）による８，０００円を差し引いた７４５，１２０円の返還を求める本件処分２を行った。

（１３）平成３０年５月２４日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）費用返還義務の法的性質について

ア　法第６３条は、被保護者の費用返還義務について、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

具体的には、遊休不動産などの換金困難な資産が保護利用後に現金化された際、その間受けていた保護費を返還する場合や、払い過ぎた保護費を返還する場合などがあたる。

法第６３条の費用返還は、事情に応じて変動する生活保護給付の法律関係に鑑みて、保護給付決定の職権取消しの実質を有する返還事由認定と不当利得返還の性格を有する金額返還請求を行うものである。

したがって、費用返還の決定に際しては、法の目的である最低生活保障や保護の補足性（法第４条第１項）のみならず、行政処分の職権取消しの制限法理なども考慮する必要がある。

イ　被保護者が返還すべき額について、法第６３条はその具体的な算定方法　を規定していない。これは、被保護者に本来受ける必要がなかった給付済みの保護費の全額を返還させることを原則としつつ、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としていること（法第１条）に鑑み、保護費全額を返還させることにより、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反し、又はその自立を阻害することとなるおそれがある場合には、全額を返還させずに給付済みの保護費の範囲内において返還額を定めることができるものとしたものである。

したがって、法第６３条に基づく費用返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限（法第２８条、法第２９条）を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられていると言うべきである。

（２）本件処分１について

ア　前記２（５）のとおり、審査請求人は、本件入金１については、その存在が発覚して以降、当該入金はＢに買い物を頼まれて代行し、後日その分がＢから入金されたものである旨を述べている。

しかしながら、審査請求人は、Ｂからどのような買い物を頼まれ、代金として、いつ、いくら支払ったか等、Ｂからの入金に係る具体的な主張やそれが事実であることを証する客観的な資料の提出を行っておらず、また、それらの具体的な主張や資料の提出が行えなかったことについて特段の事情も見受けられない。

イ　前記２（３）のとおり、審査請求人は、本件入金２の判明後、処分庁に対し、銀行カードで残高がない時に出金したことによりローンとなった旨述べている。

本件入金２については、生活保護開始後に負担した債務であるが、（ア）その金額から生活費に充てられたものと推定されること、（イ）前記２（５）のとおり、審査請求人は、既に返済も終了している旨述べており、その金額の全額の返済を求めることは自立更生を困難とさせることが考えられること、（ウ）処分庁が審査請求人の生活状況を十分に把握していたならば、カードローンの利用を早期に中止させることができたこと、についても留意すべきである。

上記の留意すべき事項を踏まえれば、審査請求人が処分庁に提出した収入申告書には、本件入金２による収入があった旨の記載はなく、当該収入を得たことを処分庁に届け出ないまま費消されたものであったとしても、本件入金２の全額を返済させた場合に、審査請求人の自立更生を困難にさせることを考慮する必要がある。

このような点に鑑みれば、処分庁は、本件処分１の対象となった収入に、審査請求人がカードローンとなったことに気づき返済したものを含めておらず、カードローンの利用のうち、前記２（４）ウのとおり、口座に残高がない時に３回にわたり出金した部分に限り返還請求を行っていることは正当な判断と考えられる。

ウ　以上のことから、本件入金１（１７１，０００円）と本件入金２（７０，０００円）の合計額２４１，０００円から、次官通知第８の３の（２）のエの（イ）により各月の収入から８，０００円、合計９か月分の７２，０００円を差し引いた１６９，０００円の返還を求めることとした本件処分１に、違法又は不当な点は認められない。

（３）本件処分２について

ア　審査請求人は、平成２６年２月に入金のあった本件保険金について、日常生活を立て直すには、水漏れで失った生活必需品を保険金で購入することよりも、まずＡからの借入金を返済して心の安寧を取り戻すことが最優先かつ不可欠であったことから、本件保険金を借入金の返済に使った行為は、審査請求人の自立更生のためのものと言える旨主張する。

イ　本件保険金は、保護開始前に発生しているＡに対する債務の返済に充てられたことが認められ、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた場合には、前記１（８）のとおり、一般的に自立更生のためのやむを得ない用途には該当しないと解される。

ところで、本件保険金は、審査請求人が日常生活において利用していた什器備品類が水漏れにより汚損したものと考えられ（前記２（９）参照）、その損害額の評価も個別具体的に行われて支払われたものであるにもかかわらず、審査請求人からクリーニング代の領収書が提出されたものに限って控除の上、本件処分２を行っていることから、以下、費用返還額の決定について、裁量権の逸脱・濫用がないかを検討する。

ウ　まず、日常生活に必要な物品があれば、Ａへの返済資金に充てるより先にその購入資金に充てるはずである。

次に、Ｅの査定積算書の内訳をみると、いわゆるブランド品が散見されるが、本来であれば、それらのブランド品は水漏れ事故が発生する以前に換価すべきものであったとも考えられ、処分庁が、領収書の提出がないことを理由に控除の対象から外すという取扱いも一概に不合理なものとまでは言えない。

そして、一人暮らしで体調が悪い審査請求人が最低生活水準を下回る生活になるおそれのないように、他に日常生活に必要な物品（ブランド品は除く）やクリーニング代等の控除すべきものが他に存在しないかについて検討すべきとも考えられるが、前記２（７）のとおり、処分庁はＤに対して、法第２９条に基づく資料等の提供等を求めた上で、審査請求人のクリーニング代の領収書を取り寄せていることが認められ、費用返還金額の決定に際して考慮すべき事情を考慮しないこと等により、本件処分２がその内容において法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くとまでは認めらない。

上記のことから、本件処分２は、処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは言えないとするのが相当である。

　エ　以上のことから、本件保険金（９３８，８６３円）から、クリーニング代等の経費１８５，７４３円及び次官通知第８の３の（２）のエの（イ）による８，０００円を差し引いた総額７４５，１２０円の返還を求めることとした本件処分２に、違法又は不当な点は認められない。

（４）まとめ

以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

**第６　付言**

法第６３条に基づいて返還請求を行う場合、その請求が懲罰的なものではないこと、また、本件においては審査請求人が一人暮らしで体調が悪いとの個別的な事情を考慮した上で、最低生活水準を下回る生活に陥るおそれのないよう、その支払方法は長期の分割払いによるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇